

第97号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立浜御影児童館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立浜御影児童館	神戸市東灘区御影本町6丁目5番8号 特定非営利活動法人みかげ元気っ子 理事 吉村 和雄	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
神戸市立東川崎児童館	神戸市中央区東川崎町7丁目4番11号 特定非営利活動法人ひがしかわさき 理事 後藤 實	
神戸市立藤原台児童館	神戸市北区藤原台中町7丁目14番15号 特定非営利活動法人f u ら ん ど 理事 市橋 祐子	
神戸市立淡河児童館	神戸市北区淡河町木津54番地 特定非営利活動法人淡河町子育てネット 理事 山崎 昌二	
神戸市立西山児童館	神戸市北区菖蒲が丘1丁目14番地の3 特定非営利活動法人にしやま 理事 片山 雄二	
神戸市立好徳児童館	神戸市北区淡河町木津54番地 特定非営利活動法人淡河町子育てネット 理事 山崎 昌二	

神戸市立塩屋児童館	神戸市垂水区塩屋町4丁目3番9号 特定非営利活動法人SIOYA40 8 理事 北川 保幸	
-----------	---	--

理 由

神戸市立浜御影児童館等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

【参考】神戸市立浜御影児童館ほかの指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称, 指定管理者及び指定期間

施設名	指定管理者	指定期間
(1) 神戸市立浜御影児童館	団体名：特定非営利活動法人みかげ元気っ子 代表者：理事 吉村 和雄 団体の住所：神戸市東灘区御影本町6丁目5番8号	H31.4.1～ H36.3.31
(2) 神戸市立東川崎児童館	団体名：特定非営利活動法人ひがしかわさき 代表者：理事 後藤 實 団体の住所：神戸市中央区東川崎町7丁目4番11号	
(3) 神戸市立藤原台児童館	団体名：特定非営利活動法人f u らんど 代表者：理事 市橋 祐子 団体の住所：神戸市北区藤原台中町7丁目14番15号	
(4) 神戸市立淡河児童館	団体名：特定非営利活動法人淡河町子育てネット 代表者：理事 山崎 昌二 団体の住所：神戸市北区淡河町木津54番地	
(5) 神戸市立西山児童館	団体名：特定非営利活動法人にしやま 代表者：理事 片山 雄二 団体の住所：神戸市北区菖蒲が丘1丁目14番地の3	
(6) 神戸市立好徳児童館	団体名：特定非営利活動法人淡河町子育てネット 代表者：理事 山崎 昌二 団体の住所：神戸市北区淡河町木津54番地	
(7) 神戸市立塩屋児童館	団体名：特定非営利活動法人S I O Y A 4 0 8 代表者：理事 北川 保幸 団体の住所：神戸市垂水区塩屋町4丁目3番9号	

2. 債務負担行為

期間：H30年度～H35年度まで 限度額：849,000千円

3. 平成 31 年度予定額

169,680 千円

4. 選定までのスケジュール

平成 30 年 12 月 11 日 こども家庭局指定管理者選定評価委員会

5. 選定理由

市立児童館については、子育て支援に対する需要も多様化していることから、地域の特色を反映し、より地域に密着した児童館運営を行っていくという観点から、地域団体や地域に根ざした民間社会福祉法人等、順次運営団体の変更を行ってきた。

今回指定の団体はそれぞれ、地域の公共的団体であるふれあいのまちづくり協議会を基に構成された NPO 法人であり、指定管理者として指定することが適当である。

なお、今回の指定管理者の指定については下記 3 に該当するため、公募外選定とする。

【参考】公募外選定について

＜公の施設の指定管理者制度運用指針＞

1. PFI 法の活用により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合
2. 当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合
3. 地域に密着した施設で地域人材を活用する場合
4. 専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合
5. 施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
6. 施設のあり方の検討や大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限 2 年まで）場合
7. 市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合

※また、将来、地域人材を活用する場合は、地域の実情等を勘案したうえで、現在の運営団体を 5 年以下の年数で指定管理者として指定することができる。